



モデルポリシー

ICT Accessibility



G20
Global
Smart Cities
Alliance

このポリシーは、G20 グローバル・スマートシティ・アライアンスのポリシー・フレームワークの5原則のうち、「公平性と包摂性、および社会的影響」の基礎を構成するものです。本ポリシーの適用および実施にあたっての実用的なサポートの提供については、GSCA の公式ウェブサイトをご確認ください。

背景

ICT 製品およびサービスは、現代社会において最も拡張性があり利用されているツールです。世界中の都市が ICT を活用して住民に情報およびサービスを提供しています。同時に、いわゆるデジタルトランスフォーメーションは都市の効率を高めうるための大量のデータを生み出しています。

都市のデジタル化が進む中で、すべての製品およびサービスへのアクセシビリティを確保しなければ、デジタル格差が拡大し、人口のかなりの割合がデジタル化の流れから排除されてしまう危険性があります。障がいとはそれが一時的なもの、状況的なもの、永続的なものであれ常に人々に影響を与えうるものです。障がいのある人と共に、障がいのある人のためにデザインすることは、結果的にすべての人にとってより大きな

イノベーションにつながります。ICT アクセシビリティは、障がい者にとってのみ重要なものではなく、増加する高齢者や母国語を話さない移住者、識字率の低い人にとっても利益があります。

自治体における調達方針は、アクセシビリティ向上において非常に重要な「てこ」となります。同方針は自治体における商品やサービス購入についての期待や標準、基準を定めたものであり、自治体は同方針を通じてすべての人の公平な発展や参加を守るためのユニバーサルなデザインの商品やサービスの獲得を確保できます。

複数の国では、障がい者や高齢者によるアクセスを可能にする ICT の調達や開発を義務付ける国内法が存在します（米国リハビリテーション法 508 条、公共調達に関する EU 指令 2014 および EN 301 549）。多くの場合、こうした法律は従来の障がいの定義を拡げており、さらに ICT 技術によって得られるアクセシビリティおよび関連する利益を増加させるために、言語や識字率といった社会経済的変数を取り入れることもあります。

自治体が公共調達および展開を実施するための標準や基準を規定すること、すなわち自治体全体による調達方針または行動規範の策定は以下を可能にします。

- a. 米国や EU 全域のようにアクセシビリティや調達および開発に関する国内の法令や規格が既に存在する場合は、それらの遵守について自治体が明確に文書化し確保できます。もしくは、
- b. 国内の法律が存在しない場合でも、世界的に認められた法令や規格に準拠した、包摂的およびアクセス可能なスマートシティ技術やサービスの展開を自治体が確実に行うための手法を定義できます。

調達する自治体および提供するベンダーは、ICT 製品およびサービスにどのようなアクセシビリティが求められているのか、共通の理解を持つ必要があります。

アクセス可能な ICT とは直感的であり、かつ最も幅広い特徴を持つユーザーが最も多い数で利用できるものでなければなりません。国際的に知られた調達基準を含むアクセシビリティおよび包摂性に関するポリシーには、各々アクセシビリティの特徴に関する正確かつ検証可能な説明がなされています。

ユニバーサルなデザインの製品およびサービスには、利用者がそれと関わるさまざまな方法が考慮に入れています。車椅子を使用している人もしくは小柄な人に対しては、彼らの手が届くようにしなければなりません。知的障がいのある人がタッチスクリーンを使用したり、タッチスクリーンを使用して対話したり、支援技術、場合によってはその他読み出しに関する代替手段を提供できるサービスを用いて電子コンテンツを

読めなければなりません。聴覚障がいのある人もしくは難聴の人のために、音声コンテンツの代替として視覚的に同等のもの、例えば携帯電話のメッセージを示すための点滅灯や音声コンテンツの字幕など、を含める必要があります。

グローバルな ICT 市場において主流となっている製品およびサービスの多くはすでに世界的に認知された法令および規格に準拠しています。上記を提供する企業は自社の製品およびサービスの付加価値として、アクセシビリティを強調することが多くなっています。自治体における調達担当は、調達に際してこうした要件を含める必要があります。

目次

モデルポリシー	3
定義	3
1. ポリシーの紹介	4
2. ポリシーの目的	5
3. ポリシーにおける責任と役割	5
4. 調達におけるアクセシビリティの定義	5
5. 事前調査におけるアクセシビリティ	5
6. 標準の活用	6
7. 入札におけるアクセシビリティの適合性検証	6
8. 契約事務	7
9. 適用除外	7
10. 教育、意識向上および能力開発	8
11. 監査および評価	8
12. ポリシーの見直し	8
付属書 A: 標準について	9
謝辞	10

モデルポリシー

この文言は、当初中央政府向けに作成された「[G3ICT & ITU モデル ICT アクセシビリティポリシー](#)」に基づいています。本ポリシーの文言は、自治体による使用のために作成されました。

定義

アクセシビリティとは、製品やシステム、サービスや環境および施設が特定の使用状況下で特定の目標を達成するために、最も幅広い特性と能力を持つ集団の人々が利用できる程度のことを指します。

アクセシビリティ要件とは、調達する ICT 製品およびサービスの各機能に関する詳細かつ検証可能な説明を意味します。

支援技術とは、個人のアクセシビリティを向上させるためにシステムに追加、接続、あるいは組み込まれたハードウェアあるいはソフトウェアを意味します。

アクセシブルな技術とは、すべての人々にとってアクセス、利用可能でありかつ包摂的である技術（製品および/あるいはハードウェアおよび/あるいはソフトウェア）に基づいた製品およびサービスを意味します。

機能および性能に関する記述書とは、特定の技術を考慮することなく、身体、認知あるいは感覚的な能力に関わらず、検索、特定、操作かつ提供される情報へのアクセスを可能にする ICT の機能および性能の説明を目的とした一連の記述を指します。機能および性能の違いは永続的、一時的もしくは状況的である場合があります。

情報通信技術（ICT）とは、電子的手段によるコミュニケーションを可能にするハードウェアやソフトウェア、デバイスやコンピュータ、フォーマット、システムなどを幅広く指します。同技術には電子情報の保存、処理、検索に使用される装置およびシステムから、情報を取得するために使用される装置およびソフトウェアの配列まで、あるいは他の人々とのリアルタイムな通信を目的として使用される装置およびシステムが含まれます。

障がい者とは、長期にわたり身体的、精神的、知的、感覚的な障がいを有し、様々な障壁により、他の人と対等な立場での完全かつ効果的な社会参加が妨げられるおそれのある人を指します。機能的に何らかの障がいを持つ高齢者も障がい者とされます。

利用者とは、製品、サービスおよび環境と関わる人を意味します。

1. ポリシーの紹介

1. 本ポリシーは「ICT アクセシビリティポリシー」と称し、[政府公刊] に掲載された時点で発効するものとします。

2. ポリシーの目的

1. [自治体名] は、すべての障がい者および高齢者に対して、行政による施策や製品、サービスおよび情報において、他のすべての住民と平等なアクセスの提供を約束します。公的機関もしくは公的機関に代わる機関により提供および維持され、かつ／もしくは公的機関の職員によって利用されるすべての情報通信技術が、障がい者にとってアクセス可能でありかつ利用可能となることが、目的の達成に際して不可欠な要素となります。[自治体名] はまた、利用に際して障害のある他の利用者のアクセシビリティの最大化を目指します。これには住民へのサービス提供を目的として自治体に提供される技術も含まれます。
2. 本ポリシーは、アクセシビリティのある ICT の公共調達および展開を支援できる枠組みの提供を目的とします。

3. ポリシーにおける役割と責任

1. [担当部局名] は [自治体名] における本ポリシーの推進、実施および執行を担当する主管組織とします。

4. 調達におけるアクセシビリティの定義

1. 付属書 A 記載の国際的な法令および規格で規定されている通り、適切な機能および性能に関する記述書を入札時に引用するもしくは明確に参照することを推奨します。

5. 事前調査におけるアクセシビリティ

1. 調達当局が調達前に事前調査を実施する場合、調査における考慮事項として付属書 A 記載の法令および規格に従ったアクセシビリティを含めるものとします。調達当局は、調達により充足が見込まれる業務上の要求かつ市民および自治体職員、特に障がい者を含むすべての潜在的な利用者の要求を考慮することにより、事前調査を実施できます。付属書 A 記載の国際的な法令および規格は、調達当局が多様な利用者の要求を特定するために展開されています。

6. 標準の活用

1. 調達当局は、既製品および開発中の製品およびサービスを含め、市民および自治体職員の使用のために開発、提供および維持されるアクセシブルな ICT の調達においては国際的に認知されたアクセシビリティに関する法令および規格を使用するものとします。
2. 必須要件および評価基準の仕様に関して、担当当局は付属書 A 記載の国際的な法令および規格を最大限参照するものとします。
3. [担当当局]は標準化の進展を監視し、関連する法令および規格が最終化もしくは更新された場合それに応じてこのリストを更新するものとします。

7. 入札におけるアクセシビリティの適合性検証

1. 調達当局は、入札参加者のアクセシビリティ基準への適合性、もしくは関連する場合、アクセシブルな ICT 製品もしくはサービスを提供する入札参加者の能力を検証するものとします。
2. 調達する製品もしくはサービス（例えばウェブ開発もしくはソフトウェア開発）の種類、また調達要件におけるアクセシビリティの内容に応じて、検証は評価前もしくは評価後に実施して良いものとします。
3. 入札参加者が入札時に要求される可能性のある証拠として以下が含まれます：入札参加者の権限ある代表者により署名された、入札参加者の IT アクセシビリティ領域の経験に関する簡潔な説明、もしくは入札参加者が基準または標準に適合していることを証明するもの。
4. 入札参加者が要求される可能性のある上記の証明例として、以下が挙げられます。
 - a. 適合性評価の実施方法の裏付けとなる情報が含まれている、入札参加者による自己宣言書 もしくは
 - b. 適合性検証として独立した第三者が発行する証明書（第三者認証）
5. 多くの場合、適合性に関する自己宣言書で充足しており、相応であり、実務的であるとされています。
6. 調達当局が内部による検証実施を選択し、かつ調達要件が標準に基づく場合、検証は標準により定められた検証方法（存在する場合）を用いるものとします。その他使用が認められる検証方式として、様々な障害を持つ利用者による検証および専門の手段による自動検証が含まれます。検証は、適切に概要を理解し説明を受けた資格要件を満たした組織により実施されるものとします。

8. 契約事務

1. 調達当局は、納入された製品もしくはサービスが、指定されたアクセシビリティ要件および法令で定められた要件を満たしていることについて、調達当局が契約期間中に十分に検証することを可能にする手続きを定めるものとします。アクセシビリティ要件や法令で定められた要件および検証手続きは、契約書に明記されるものとします。

9. 適用除外

1. [担当当局] は、特定の基準を持つ ICT について本ポリシーの適用から除外される条件を定義できます。
2. 15.1 に含まれていない ICT 製品もしくはサービスに関するすべての適用除外は、調達される ICT の説明および当該 ICT の適用除外の根拠を記載した書面を [関連機関] に申請することによって行うことができます。

10. 教育、意識向上および能力開発

1. 本ポリシーにおける意識向上および教育プログラムが計画され、自治体のすべての関係者（調達担当者、意思決定者など）に提供されるものとします。本プログラムは、本ポリシーの目的の理解、本ポリシーが自治体や住民および企業に与える影響、ICT およびアクセシブルな技術の定義、といった内容に重点が置かれるものとします。
2. 本ポリシーの効果的な実施を支援するために、必要な成功事例集や実践的な資料、研修資料およびその他の関連資料は、自治体職員全てが利用できるように、ウェブサイトまたはイントラネット、あるいはその他の手段を通じて提供されるものとします。

11. 監査および評価

1. [担当当局] は、本ポリシー第 9 項で適用除外された ICT 製品およびサービスを除き、自治体もしくは自治体職員が使用する ICT の調達を実施するすべての担当当局において、本ポリシーに概説されたすべての措置が講じられていることを確認しなければなりません。

12. ポリシーの見直し

1. 本ポリシーは少なくとも 2 年毎に見直されるものとします。

付属書 A: 標準について

以下の法令および規格は、機能および性能に関する記述書への適合を目的としたアクセシビリティ要件策定の際に使用に適しているとみなされます。

- 米国アクセス委員会 リハビリテーション法第 508 条および電気通信法第 255 条における「情報通信技術（ICT）基準及びガイドライン」
- 欧州規格 EN 301 549「欧州における ICT 製品およびサービスの公共調達に適したアクセシビリティ要件」
- ISO/IEC 40500（2012）「情報技術 --W3C ウェブコンテンツアクセシビリティガイドライン（WCAG）2.0 及びその改訂版 2.1」ウェブ技術、ウェブ開発、ウェブコンテンツ及びサービスの調達に関する参考ガイドライン。

上記の基準および規格は、以下の目的で使用されることがあります。

- 入札時におけるアクセシビリティに関する必須要件の定義
- 入札時における評価基準の定義
- 入札時および契約時に含まれる、展開する製品もしくはサービスの機能および性能のうちアクセシビリティ要件の定義

謝辞

リード

ジェームス・サーストン (G3ICT)

タスクフォース・メンバー

カレン・タムレー (アクセス・リビング)

ユヴァル・ワグナー (アクセス・イスラエル)

ローラ・ルビー (マイクロソフト)

モニカ・デュエム (ヘア・カラーズ)

G20 グローバル・スマートシティ・アライアンスについて

2019年6月に設立された「G20 グローバル・スマートシティ・アライアンス」は、スマートシティ技術の責任ある倫理的な利用のための共通の原則セットをめぐって、自治体、地域、国の政府、民間パートナー、都市の住民を結びつけるものです。世界経済フォーラム（官民協力国際機関）がアライアンスの事務局を務めます。

アライアンスを通じて、政府、民間企業、市民社会のグローバルな専門家が、倫理的なスマートシティを成功させるために必要なモデル政策を特定するために、世界中の政策をまとめ、分析しています。

アライアンスのモデル・ポリシーや詳細についてはこちらをご覧ください。

<https://globalsmartcitiesalliance.org/>

World Economic Forum
91–93 route de la Capite
CH-1223 Cologny/Geneva
Switzerland
Tel.: +41 (0) 22 869 1212
Fax: +41 (0) 22 786 2744
info@globalsmartcitiesalliance.org
<https://globalsmartcitiesalliance.org/>

Cover: Forum Stock Images

The views expressed do not necessarily reflect the views of all contributors or of the World Economic Forum.

This work is licensed under Creative Commons Attribution-NonCommercial 4.0 International (CC BY-NC 4.0). To review a copy of this license, visit <https://creativecommons.org/licenses/by-nc/4.0/>